

令和 7 年度

第10回 第二農地部会 定例会議事録

令和 8 年 1 月 29 日 (木)

頸城コミュニティプラザ 2 階 202・203 会議室

令和7年度 第10回第二農地部会定例会議事録

日 時 令和8年1月29日(木) 午後2時17分
会 場 頸城コミュニティプラザ 2階 202・203会議室

1 出席委員

(1) 農業委員(9名)

| | | |
|--------|--------|--------|
| 3番 竹原 | 7番 滝沢 | 8番 小山 |
| 11番 笠原 | 12番 長瀬 | 17番 高波 |
| 18番 田鹿 | 19番 中嶋 | 21番 大島 |

(2) 農地利用最適化推進委員(13名)

| | | | |
|-----------|----|----|--|
| (浦川原区) 藤村 | 井部 | | |
| (大島区) 小山 | | | |
| (牧区) 米川 | 中川 | 秋山 | |
| (柿崎区) 佐藤 | 小林 | | |
| (大潟区) 細谷 | | | |
| (頸城区) 上原 | 伊巻 | | |
| (吉川区) 常山 | 石野 | | |

2 欠席委員

(1) 農業委員…1番 長井 10番 五十嵐

(2) 農地利用最適化推進委員…(安塚区) 松苗 和栗
(大島区) 高橋
(柿崎区) 平野
(三和区) 高橋 福原

3 職務のため出席

(1) 事務局員

| | | |
|---------|----|-----|
| 安塚区駐在室 | 主任 | 岩崎 |
| 浦川原区駐在室 | 主任 | 中部 |
| 大島区駐在室 | 主任 | 朝倉 |
| 牧区駐在室 | 主任 | 樋口 |
| 柿崎区駐在室 | 次長 | 片岡 |
| | 主任 | 上田 |
| 大潟区駐在室 | 主任 | 太田 |
| 頸城区駐在室 | 主任 | 関間 |
| 吉川区駐在室 | 班長 | 久保埜 |
| 三和区駐在室 | 班長 | 橋立 |

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

19 番 中嶋 21 番 大島

(2) 審議案件

①安塚区駐在室管内分

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

②浦川原区駐在室管内分

議案なし

③大島区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

④牧区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑤柿崎区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請についてについて

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について

⑥大潟区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑦頸城区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書の受理について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請についてについて

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑧吉川区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

⑨三和区駐在室管内分

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について

議案第 1 号 農地法第 3 条許可申請について

議案第 2 号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について

| | |
|-------------|--|
| 柿崎区 駐在室長 | <p>【1. 開会】 午後2時17分 それでは、これより令和7年度第10回第二農地部会定例会を開催いたします。</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>【2. 部会長あいさつ】 会に先立ちまして、笠原部会長からごあいさつをお願いいたします。 (笠原部会長あいさつ)</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>それでは、上越市農業委員会会議規則により、笠原部会長から議長として議事進行をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>【3. 資格審査報告】 事務局から資格審査報告をお願いします。</p> |
| 柿崎区 駐在室長 | <p>本日は、出席委員9名、欠席委員2名であり、上越市農業委員会会議規則第7条の規定により、本会議が成立していることをご報告申し上げます。 次に農地利用最適化推進委員の出席状況ですが、第二農地部会推進委員数19名の内、出席推進委員13名、欠席推進委員6名です。</p> |
| 議 長 | <p>【4. 議事録署名委員の指名】 次に、本日の議事録署名委員を指名させていただきます。 19番 中嶋 委員、 21番 大島 委員を指名いたします。</p> |
| 議 長 | <p>【5. 上越市農業委員会憲章の唱和】 議事に入ります前に、上越市農業委員会憲章の唱和を行います。 ご参会の皆様は、ご起立をお願いします。 3番 竹原 委員の発声をお願いいたします。</p> |
| 議 長 | <p>(上越市農業委員会憲章の唱和)</p> |
| 議 長 | <p>【6. 議事】 それでは、議案の審議に入ります。</p> |
| 議 長 | <p>《<u>安塚区駐在室の議案</u>》 最初に安塚駐在室管内分の案件を審議します。 ＜<u>議案第1号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について</u>＞ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、 利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号2101番から2109番の9件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|--------------------|--|
| <p>安塚区 駐在室</p> | <p>安塚区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、ご説明いたします。</p> <p>それでは、まず「地域計画内」であります。1頁、2101番から2頁、2106番の6件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、3頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画外」であります。4頁、2107番から2109番の3件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、5頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらの「地域計画外」の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地であります。農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> |
| <p>議 長</p> | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p> |
| <p>議 長</p> | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>《大島区駐在室の議案》</p> <p>次に大島区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号2901番から2906番の6件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|------------|--|
| 大島区 駐在室 | <p>大島区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」を説明いたします。</p> <p>議案書の1頁、2901番から2頁、2906番の6件をご覧ください。</p> <p>農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕が2件、他者へ貸付予定が4件です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> |
| 議 長 | <p><議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p> <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号2901番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 大島区 駐在室 | <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」利用権設定1件をご説明いたします。議案書は、3頁をご覧ください。</p> <p>議案書の対象農地につきましては、4頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |

| | |
|------------|--|
| 議 長 | 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 |
| 議 長 | <p>＜牧区駐在室の議案＞</p> <p>次に牧区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号3301番から3306番の6件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 牧 区 駐在室 | <p>牧区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書、1頁から2頁をご覧ください。</p> <p>報告第1号は、農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>番号3301番から3306番までの6件となります。</p> <p>すべて合意による解約であり、解約後の利用形態は休耕、耕作者へ売却、中間管理事業へ移行です。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> <p>＜議案第1号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について＞</p> |
| 議 長 | <p>議案第1号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号3329番から番号3332番の4件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 牧 区 駐在室 | <p>こちらは、農用地利用集積等促進計画による利用権設定です。</p> <p>議案書は3頁から4頁、番号3329番から番号3332番の4件をご覧ください。</p> <p>今回の対象農地につきましては、5頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>≪<u>柿崎区駐在室の議案</u>≫</p> <p>次に柿崎区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜<u>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</u>＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号3795番から3797番の3件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>柿崎区 駐在室</p> | <p>柿崎区駐在室です。よろしくお願いいいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号3795番から3797番の3件をご覧ください。</p> <p>合意による解約であり、返還後の利用計画は、中間管理機構へ貸付1件、中間管理機構へ貸付予定2件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいいたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>＜<u>議案第1号 農地法第3条許可申請について</u>＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号3701番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>柿崎区 駐在室</p> | <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>1頁、番号3701番をご覧ください。</p> <p>譲渡人が市外に居住しており、管理ができないため、畑として利用する譲受人へ売却するものです。</p> |

| | |
|-------------|--|
| <p>議 長</p> | <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>小林委員</p> | <p>確認された委員の説明を求めます。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、地域計画内ならびに地域計画外の番号3701番から3725番の25件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>柿崎区 駐在室</p> <p>それでは、まず「地域計画内」であります。3頁、3701番から7頁、3723番の23件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、8頁から10頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に「地域計画外」であります。</p> <p>11頁、3724番から3725番の2件をご覧ください。議案の対象農地につきましては、12頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>地域計画外の農地につきましては、目標地図に搭載されていない農振白地の農地ですが、農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約化を実現する必要があるとの観点から、地域計画内の農地と同様に、同条の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> |

| | |
|-------------------------------|---|
| <p>議 長</p> | <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p><議案第 3 号 農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について></p> |
| <p>議 長</p> <p>柿崎区 駐在室</p> | <p>議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、地域計画内の番号 3701 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 3 号「農用地利用集積等促進計画案（利用権移転）に対する意見について」、説明いたします。13 頁、番号 3701 番をご覧ください。</p> <p>効率的な農地の集約化を行うため、農地中間管理機構を通じて、現在の耕作者から新たな耕作者に利用権を移転するものです。</p> <p>議案の対象農地につきましては、14 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| <p>議 長</p> | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |

| | |
|------------|---|
| 議 長 | 賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。 |
| 議 長 | <p>《大潟区駐在室の議案》</p> <p>次に大潟区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号4601番から4603番の3件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 大潟区 駐在室 | <p>大潟区駐在室です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは1頁、番号4601番から4603番の3件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>いずれも合意による解約であり、中間管理機構への貸付です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | 特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。 |
| 議 長 | <p><u>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号4601番から4603番の3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 大潟区 駐在室 | <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>2頁、番号4601番から4603番の3件をご覧ください。</p> <p>いずれも、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | 確認された委員の説明を求めます。 |
| 細谷委員 | 事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。 |

| | |
|------------|--|
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、番号4601番から4603番の3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 大潟区 駐在室 | <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」ご説明いたします。</p> <p>3頁、番号4601番から4603番の3件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、4頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p><<頸城区駐在室の議案>></p> <p>次に頸城区駐在室管内分の案件を審議します。</p> |

| | |
|------------|---|
| 議 長 | <p><u><報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号5376番から番号5303番の5件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 頸城区 駐在室 | <p>頸城区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」説明いたします。1頁、番号5376番から、2頁、番号5303番をご覧ください。</p> <p>いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画は、休耕が2件、他者へ貸付が1件、他者へ貸付予定が2件です。</p> <p>なお、備考欄に記載した頁数と番号は関連案件です。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> |
| | <p><u><報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について></u></p> |
| 議 長 | <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号5303番から番号5304番の2件を報告します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 頸城区 駐在室 | <p>報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について」説明いたします。</p> <p>3頁、番号5303番および番号5304番の2件を受理しました。</p> <p>転用目的は、いずれも一般個人住宅建設です。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> |

| | |
|------------|--|
| 議 長 | <p><u><議案第1号 農地法第3条許可申請について></u></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号5323番から番号5302番の3件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 頸城区 駐在室 | <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明いたします。</p> <p>4頁、番号5323番から番号5302番をご覧ください。</p> <p>番号5323番は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。</p> <p>番号5301番および番号5302番は、譲渡人の労力不足により、譲受人へ賃借権を設定するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>確認された委員の説明を求めます。</p> |
| 小山委員 | <p>事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p> <p>なお、番号5301番、5302番については、積雪のため直接現地を確認することはできませんでしたが、航空写真などの資料を用いて事務局と確認を行い、問題ないことを確認しました。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p><u><議案第2号 農地法第4条第1項許可申請について></u></p> <p>議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号5301番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 頸城区 駐在室 | <p>議案第2号「農地法第4条第1項許可申請について」説明いたします。</p> <p>5頁、番号5301番をご覧ください。</p> |

| | |
|------------|--|
| | <p>頸城区上増田地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。</p> <p>6 頁および 7 頁に位置図、土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、既存住宅が老朽化したため、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い小規模農地に該当することから、第 2 種農地と判断いたしました。</p> <p>転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水で処理し、雨水排水は地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p><議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項許可申請について></p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 5309 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 頸城区 駐在室 | <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」説明いたします。</p> <p>8 頁、番号 5309 番をご覧ください。</p> <p>頸城区青野地内の農地を「一般個人住宅」として利用するものです。</p> <p>9 頁に位置図、10 頁に土地利用計画図を添付しましたので併せてご覧ください。</p> <p>受け人は、子どもの保育園への送迎など子育て支援体制の充実を図るため、実家近くの申請農地を取得し、一般個人住宅を建築するものです。</p> <p>農地区分は、上・下水道、ガス管のうち 2 つ以上が埋設された道路の沿道の区域であって、おおむね 500 メートル以内に 2 つ以上の教育、医療、公共施設が存在することから、第 3 種農地と判断いたしました。</p> <p>転用に当たり、生活雑排水は農業集落排水で処理し、雨水排水は側溝へ排水および地下浸透とすることから、周辺農地に影響を及ぼす恐れはなく、土地利用ならびに転用計画については、妥当かつ確実性は高いものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> |

| | |
|------------|--|
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> |
| | <p><議案第4号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p> |
| 議 長 | <p>議案第4号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、利用権設定、番号5301番から番号5302番の2件を上程します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p> |
| 頸城区 駐在室 | <p>議案第4号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」貸借権設定2件をご説明いたします。</p> <p>11頁、番号5301番および番号5302番をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、12頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>本議案のいずれも「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> |

| | |
|--------|---|
| 議 長 | <p>《吉川区駐在室の議案》</p> <p>次に吉川区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p>＜報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について＞</p> <p>報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、番号6201番の1件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 吉川区駐在室 | <p>吉川区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは1頁、6201番の1件をご覧ください。農地の利用権設定に関する解約届出の受理報告です。</p> <p>合意による解約であり、返還後の利用計画は、他者へ貸付予定が1件です。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> |
| 議 長 | <p>＜議案第1号 農地法第3条許可申請について＞</p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号6216番から6217番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 吉川区駐在室 | <p>それでは2頁、6216番から6217番の2件をご覧ください。農地の権利移動の許可1件、賃貸借権設定の許可1件です。6216番の1件は、譲渡人の財産処分のため、売買により所有権を移転するものです。また、6217番の1件は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了に伴い、農地法での契約に移行するものです。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案書の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>確認された委員の説明を求めます。</p> |
| 常山委員 | <p>番号6216番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p> |
| 中嶋委員 | <p>番号6217番については、事務局の説明のとおりであり、問題ありませんでした。</p> |

| | |
|------------|--|
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案(一括契約)に対する意見について」、所有権移転の番号6201番の1件、利用権設定の番号6201番から6207番の7件を上程します。</p> <p>はじめに、4頁、番号6201番は、中嶋委員に関連する案件ですので、議事参与の制限により、中嶋委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>(中嶋委員退席)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、中嶋委員に関連する案件について、事務局の説明を求めます。</p> |
| 吉川区 駐在室 | <p>中嶋委員に関連する利用権設定1件を説明いたします。4頁、6201番の1件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、6頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>特に質問等がないようですので、中嶋委員に関連する利用権設定1件を原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |

| | |
|-----------------------|---|
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> <p>(中嶋委員復席)</p> |
| 議 長 吉川区 駐在室 | <p>続きまして、中嶋委員関連以外の案件について、事務局の説明を求めます。</p> <p>中嶋委員関連以外の所有権移転 1 件及び利用権設定 6 件を説明いたします。まず農地の売買、所有権移転であります。3 頁、6201 番の 1 件をご覧ください。農地中間管理機構を通して譲渡人から譲受人に農地の所有権移転を一括で行う「農用地利用集積等促進計画（一括契約）」の売買であります。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちらは「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>次に利用権設定であります。4 頁、6202 番から 5 頁、6207 番の 6 件をご覧ください。</p> <p>議案の対象農地につきましては、6 頁から 10 頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条第 3 項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>こちら「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項第 2 号及び第 3 号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> |
| 議 長 | <p>≪三和区駐在室の議案≫</p> <p>次に三和区駐在室管内分の案件を審議します。</p> <p><u><報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について></u></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 8601 番から 8610 番までの 10 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p> |

| | |
|------------|---|
| 三和区 駐在室 | <p>三和区駐在室です。よろしくお願いいたします。</p> <p>議案書は1頁、番号8601番から8610番までの10件をご覧ください。</p> <p>これらの案件は、耕作者の都合により、他の耕作者に貸し付けるため、現在の契約を解約するものです。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>特に質問等がないようですので、本件を承認いたします。</p> |
| 議 長 | <p><議案第1号 農地法第3条許可申請について></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号8601番から番号8604番までの4件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| 三和区 駐在室 | <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明します。</p> <p>議案書は3頁、番号8601番から番号8604番までの4件をご覧ください。</p> <p>番号8601番から番号8603番までの3件は、労力不足により他者へ賃借権を設定するものです。</p> <p>番号8604番は、経営基盤強化促進法による契約の期間満了による再設定です。</p> <p>譲受人の状況につきましては、議案の最後に添付しました「農地法第3条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしているものと判断しました。</p> <p>なお、現地確認につきましては、積雪があることから航空写真などにより現況を確認しました。以上です。</p> |
| 議 長 | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> |
| 議 長 | <p>本件を原案どおり許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(賛成の委員は挙手)</p> |
| 議 長 | <p>賛成多数なので、本件は許可することに決定いたします。</p> |

| | |
|--------------------|---|
| <p>議 長</p> | <p><議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について></p> <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」、所有権移転、番号8601番及び番号8602番の2件、利用権設定、番号8601番から番号8608番までの8件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> |
| <p>三和区 駐在室</p> | <p>議案第2号「農用地利用集積等促進計画案（一括契約）に対する意見について」説明します。</p> <p>最初に所有権移転です。議案書は4頁、番号8601番及び番号8602番の2件をご覧ください。</p> <p>これら案件は、農地中間管理機構を介した売買です。譲渡人が労力不足を理由に譲受人に対象農地を売却するものです。</p> <p>次に利用権設定です。議案書は5頁、番号8601番から番号8608番までの8件をご覧ください。対象農地につきましては、8頁の「対象農用地等リスト」に記載のとおりです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第19条第3項の規定に基づき、市から農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号及び第3号に規定する各要件を満たしているものと判断いたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>（「ありません」の声あり）</p> |
| <p>議 長</p> | <p>本件について、原案どおり決定することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>（賛成の委員は挙手）</p> |
| <p>議 長</p> | <p>賛成多数なので、本件は原案どおり決定いたします。</p> |
| <p>議 長</p> | <p>以上で、用意された議案の審議は終了しました。</p> <p>【7. その他】</p> |
| <p>笠原部会長</p> | <p>事務局、または委員の皆さん、何かありますか。</p> |
| <p>笠原部会長</p> | <p>何もないようですので、この後の進行は事務局に代わります。</p> <p>ご審議、ご苦勞様でした。</p> |

| | |
|---------------------|--|
| <p>柿崎区 駐在室長</p> | <p>笠原部会長、ありがとうございました。</p> |
| <p>柿崎区 駐在室長</p> | <p>【8. 部会長職務代理あいさつ】 閉会のごあいさつを職務代理の田鹿委員からお願いいたします。 (田鹿職務代理あいさつ)</p> |
| <p>柿崎区 駐在室長</p> | <p>【9. 閉会】 以上をもちまして、令和7年度第10回二農地部会定例会を閉会いたします。 皆様、お疲れ様でした。</p> <p style="text-align: right;">午後3時4分終了</p> |